わくわく茨城生活実現事業における河内町移住支援金交付要綱

（目的）

第１条　河内町では、少子高齢化に伴う人口減少のみならず、若年者が進学や就職を契機に町外へ転出するなど、転出が転入を上回る状態が続いており、将来を担う若者の定住が最重要課題となっている。このような状況に対処し、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、茨城県が定めるわくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領（以下「県要領」という。）の規定に基づき茨城県と共同して実施するわくわく茨城生活実現事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本町へ永住の意思をもって移住し、就業、起業等をした者に対し、予算の範囲内において移住支援金を交付することに関し、県要領及び河内町補助金等交付規則（平成 14 年規則第９号）及び法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付金額）

第２条　移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては 100 万円、単身の申請の場合にあっては 60 万円とする。

２　18 歳未満（申請日の属する年度の４月１日時点）の世帯員を帯同して移住する場合は、18 歳未満の者一人につき 100 万円を加算する。ただし、申請日の属する年度の４月２日が 18 歳の誕生日の者は、対象とする。

（対象者要件）

第３条　支援金の対象者は、河内町に移住した者であって県要領第５の１（１）（移住支援金の支給）に掲げる要件のほか、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

（１）　住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、上下水道使用料及び町営住宅使用料（期限が到来しているものに限る）に未納がないこと。

（２）　河内町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 10 号）第２条第３号に規定する暴力団員等でないこと及び同条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（３）　その他茨城県又は河内町が移住支援金の対象として不適当と認めたものでないこと。

２　世帯の申請をする場合は、申請者を含む世帯員全員が転入以前から申請日まで同一世帯に属しており、県要領第５の１（１）①（イ）（移住先に関する要件）及び（ウ）（そ

の他の要件）に掲げる要件のほか、前項各号に掲げるすべての要件に該当すること。

（交付の申請）

第４条　移住支援金の申請者は、河内町移住支援金交付申請書（様式第１号）、誓約書（様式第１号別紙１）、茨城県移住支援事業に係る個人情報の取扱いに係る同意書（様式第１号別紙２）、就業先の就業証明書（様式第２－１号又は第２－２号）、移住支援金移住前相談票（様式第３号）の写し及び本人確認書類に加え、県要領第５の１（１）①（移住等に関する要件）を満たし、かつ、県要領第５の１（１）②（就職に関する要件）、③（テレワークに関する要件）、④（関係人口に関する要件）及び⑤（起業に関する要件）のいずれかの要件に該当し、又は世帯の申請をする場合にあっては前条第２項の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

２　県要領第５の１（１）⑤（起業に関する要件）の要件に該当する場合は、就業先の就業証明書（様式第２－１号又は第２－２号）の提出を省略することができる。

（交付決定の通知）

第５条　町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、移住支援金の交付の可否を決定し、河内町移住支援金交付決定・却下通知書（様式第４号）により、当該申請者に通知する。

（支援金の請求）

第６条　前条による交付決定の通知を受けた申請者は、河内町移住支援金交付請求書（様式第５号）を町長に提出しなければならない。

（支援金の交付）

第７条　交付決定を行った申請者に対しては、申請から３か月以内に移住支援金の交付を行う。

（報告及び立入調査）

第８条　茨城県及び河内町は、茨城県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、茨城県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（補助金の返還）

第９条　町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、河内町移住支援金返還命令書（様式第６号）により、既に交付された補助金の全額又は半額の返還を命ずることができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気、その他町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（１）　全額の返還

イ　虚偽の申請等をした場合

ロ　移住支援金の申請日から３年未満に町から転出した場合

ハ　（移住先で就業を要件とした場合のみ該当）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

二　起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（２）　半額の返還　移住支援金の申請日から３年以上５年以内に町から転出した場合

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、茨城県と河内町が協議して定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。